

令和8年9月

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は、かながわ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として、手形・小切手の最終振出期限の設定および他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付を令和8年9月30日をもって終了いたします。また、本取組みに伴い、令和8年10月1日より以下のとおり各種規定を改定いたします。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 改定する規定

- ・当座勘定規定
- ・小切手用法、約束手形用法、為替手形用法
- ・普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定
- ・定期預金規定 1. 定期預金等共通規定
- ・積立定期預金規定
- ・定期積金規定
- ・通知預金規定

(2) 改定内容

別紙新旧対照表をご覧ください。

以 上

各種規定新旧対照表

※改定後の全文は、改定日以後に当金庫ホームページ「各種規定集」に掲載いたします。

【他行を支払地とする手形・小切手の入金受付の終了、および手形・小切手の最終振出期限の設定】

新	旧
当座勘定規定（一般用）・（パーソナルチェック） 一般用・パーソナルチェック 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4） - 略 - 第2条～第6条 - 略 - 一般用 第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座預金から支払いません。</u> （2）、（3） - 略 - パーソナルチェック 第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>また、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座預金から支払いません。</u> （2）～（4） - 略 - 一般用・パーソナルチェック 第8条（手形、小切手用紙） （1） - 略 - （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 （3）～（7） - 略 - 第9条～第18条 - 略 -	当座勘定規定（一般用）・（パーソナルチェック） 一般用・パーソナルチェック 第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4） - 略 - 第2条～第6条 - 略 - 一般用 第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）、（3） - 略 - パーソナルチェック 第7条（手形、小切手の支払い） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</u> （2）～（4） - 略 - 一般用・パーソナルチェック 第8条（手形、小切手用紙） （1） - 略 - （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（7） - 略 - 第9条～第18条 - 略 -

新	旧
一般用・パーソナルチェック 第 19 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （２） - 略 - 一般用 第 20 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （２） - 略 - パーソナルチェック 第 20 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （２）、（３） - 略 - 第 21 条～第 30 条 - 略 - <u>（令和 8 年 10 月 1 日改定）</u> 小切手用法（一般当座用）・（個人当座用） 1. - 略 - 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも提示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和 8 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> - 以下略 -	一般用・パーソナルチェック 第 19 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （２） - 略 - 一般用 第 20 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （２） - 略 - パーソナルチェック 第 20 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （２）、（３） - 略 - 第 21 条～第 30 条 - 略 - <u>（令和 8 年 6 月 1 日改定）</u> 小切手用法（一般当座用）・（個人当座用） 1. - 略 - 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも提示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 - 以下略 -

新	旧
約束手形用法 1. 2. - 略 - 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 - 以下略 - 為替手形用法 1. ～3. - 略 - 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 - 以下略 - 普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定 第1条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） - 略 - -以下略- <u>（令和8年10月1日改定）</u> 定期預金規定 1. 定期預金等共通規定 この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。 第1条 - 略 - 第2条（証券の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） - 略 - -以下略- <u>（令和8年10月1日改定）</u>	約束手形用法 1. 2. - 略 - 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 - 以下略 - 為替手形用法 1. ～3. - 略 - 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 - 以下略 - 普通預金/普通預金（無利息型）/貯蓄預金/納税準備預金共通規定 第1条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）～（5） - 略 - -以下略- <u>（令和2年1月6日改定）</u> 定期預金規定 1. 定期預金等共通規定 この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。 第1条 - 略 - 第2条（証券の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） - 略 - -以下略- <u>（令和2年4月1日改定）</u>

新	旧
積立定期預金規定 第1条、第2条 - 略 - 第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） - 略 - -以下略- <u>（令和8年10月1日改定）</u>	積立定期預金規定 第1条、第2条 - 略 - 第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） - 略 - -以下略- <u>（令和2年4月1日改定）</u>
定期積金規定 第1条 - 略 - 第2条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） - 略 - -以下略- <u>（令和8年10月1日改定）</u>	定期積金規定 第1条 - 略 - 第2条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 （2） - 略 - -以下略- <u>（令和2年4月1日改定）</u>
通知預金規定 第1条、第2条 - 略 - 第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2） - 略 - -以下略- <u>（令和8年10月1日改定）</u>	通知預金規定 第1条、第2条 - 略 - 第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2） - 略 - -以下略- <u>（令和2年1月6日改定）</u>